

安保理議長声明（仮訳）

「平和構築と持続的平和:アフリカにおける平和構築」の議題の下での安保理の検討に関連し、2016年7月28日に開催された安全保障理事会（以下：安保理）第7750回会合において、安保理議長は、理事会を代表して以下の声明を発出した。

安保理は、平和構築に関する決議及び議長声明、特にS/PRST/2010/7、S/PRST/2011/2、S/PRST/2012/29、S/PRST/2015/2、S/PRST/2016/8及びS/RES/2282(2016)を想起し、アフリカ諸国の国家開発戦略を念頭に置いた包括的なアプローチを必要とする、アフリカにおける平和構築と持続的平和の極めて重要な要素としての制度構築の重要性を強調する。

安保理は、平和構築は、紛争の発生、拡大、再発又は継続を防止することを目的としたもともと政治的なプロセスであることを認識し、平和構築が、政治、開発及び人権分野の幅広いプログラム及びメカニズムを包含することを更に認識する。

安保理は、平和構築における各国のオーナーシップとリーダーシップ、及びそれによって、持続的平和の責任は政府及びその他全ての国内の利害関係者と広く共有されることの重要性を強調する。この観点から、社会のあらゆる階層のニーズが考慮に入れられることを確保するための包摂性の重要性を強調する。国家の政府及び当局が、持続的平和のための優先事項、戦略及び活動を認定し、促進し及び主導する主要な責任を有していることを更に再確認する。

安保理は、アフリカにおける平和構築と持続的平和のためのアフリカ連合(AU)の極めて重要な役割を認識し、この観点から、アフリカ諸国、AU、地域経済共同体(RECs)の取組を賞賛する。安保理は、地域及び準地域機関との協力が、平和構築と持続的平和に貢献する極めて重要なものであることを再度強調し、国連憲章第8章と整合する形で国連とAUの間のパートナーシップと協力の重要性を更に強調する。安保理は、事務総長が国連アフリカ連合事務所(UNOAU)及び、決議第2282号と整合する形で、国連平和構築支援オフィス(PBSO)の両方を通じて、AU委員会(AUC)との間で定期的な意見交換、共同イニシアティブ、及び情報共有を開始することを奨励する。安保理は、国連外の関係者も含む、各国政府、AU、市民社会及びその他の関係者間の様々な対話フォーラムを歓迎する。

安保理は、アフリカにおける平和構築の取組の中で、国連とAUの間のパートナーシップが相乗効果を高め、整合性及び補完性を確保するための機会を、平和構築におけるアフリカのイニシアティブ、特に、紛争後の復興・開発（PCRD）に関するAUの政策及びアフリカ連帯イニシアティブ（ASI）が、提供しうることを認識する。安保理は、この観点から、アフリカの代表的プロジェクト、早期実施プログラム、優先分野、特定の目標及びあらゆるレベルにおけるアフリカの戦略と政策手段を概説するAUアジェンダ2063及びその最初の10年間の実施計画の採択に留意する。

安保理は、持続的平和の鍵である、制度構築、人材育成及び国内の関係者間の信頼醸成を通じた長期的な国家のキャパビルの重要性を強調する。安保理は、国連システム内外の政治、治安及び開発関係者間での、各々の任務及び国連憲章と整合的な統合的かつ一貫性のあるアプローチが、これらの目的を達成するために重要であることを認識する。安保理は、紛争から抜け出そうとしているアフリカ諸国を、その要請に基づいて、世界の発展とウィン・ウィンの協力を求めて支援することを、国連システムに対し要請するとともに加盟国に求める。

安保理は、平和構築プロセスを通じて紛争の根本原因に対処すること、並びに国民和解を確保すること、及び復興、再建と開発に向けて前進することの重要性を再確認する。特に、安保理は、国境及び地域を越えるインフラ開発、産業化、雇用創出、農業の近代化、及び起業家活動の促進を含む経済発展を通じたアフリカにおける持続的平和の達成のための社会・経済開発の重要性を強調する。この観点から、さらに、安保理は、社会・経済開発を支える法の支配の重要性を強調する。安保理は、PCRDに関するAUの政策が、説明責任及び透明性を確保するための実効的な税金の徴収、監視・評価メカニズム及び反腐敗体制に資する財政・金融管理制度の強化を通じた良好なエコノミック・ガバナンスの強化のために包括的な制度構築を実施する必要性を強調していることに留意する。安保理は、上記の取組を補強するため、官民連携と政治的コミットメントの強化の重要性を強調する。

安保理は、西アフリカにおけるエボラ出血熱の状況はもはや国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成しないと2016年3月29日付けの世界保健機関（WHO）の声明を歓迎し、このウイルス疾患による経済、社会及び人道的結果に関する懸念を再度表明し、加えて、強固な各国の保健システムの構築のための長期的な人的・組織的キャパビルを促進する重要性を強調する。安保理は、近年の取組を支持し、公衆衛生上の緊急事態により良く対応し、かつ、より良い備え及び予防のための強固で持続可能かつ反応の良い保健システムを促進する

ために、とりわけWHOの国際保健規則（IHR）及びその健康危機プログラムの実施等を通じてのグローバル・ヘルス・アーキテクチャーの強化の必要性を強調する。

安保理は、平和構築の取組を推進する者に対し、平和構築のプロセスへの女性の平等な関与を確保するために必要な措置をとることを奨励する。安保理は、地方、国、地域及び国際機関の全ての意思決定レベルにおいて並びに紛争の予防、解決及び調停のためのメカニズムにおいて女性の代表性を高める等の方策によって、女性が上記のとおり関与できるよう地位を向上すること、及び持続的平和に関連するあらゆる議論においてジェンダー関連の課題を考慮することの必要性を強調する。安保理は、決議第1325号（2000年）と、とりわけ決議第2242号（2015年）を含む後続の決議を履行するための国連加盟国の取組を歓迎する。

安保理は、すべての関係者に対して、若者を関与させ、暴力行為及びテロへの参加を思いとどまらせるような、平和、寛容、異文化間及び異なる宗教間の対話の文化を促進するための長期的なキャパビルに取り組むことを要請する。安保理は、社会経済開発、地方経済を成長させるための事業への支援、若者への雇用の機会と職業訓練の提供、質の高い教育の促進、並びに若者の起業家精神及び政治への建設的な関与の促進を含む、平和構築の取組に積極的に貢献し得る若者のための政策を推進し、状況に適応したアプローチを採用することの重要性を一層強調する。安保理は、こうした取組は、社会を暴力につながる過激化に対してより耐性を持つように、テロにつながりうる暴力的過激主義への勧誘に対抗し、社会的包摂と団結を促進することに貢献するものであることを認識する。

安保理は、アフリカにおける制度構築を通じた持続的平和、経済成長、持続可能な開発及び国家のキャパビルを支援する上で重要な役割を担い得る科学技術の活用等の革新的アプローチの潜在的有用性を強調する。安保理は、選挙管理、国境管理、及び感染症の大流行予防等の活動の関連技術の開発及び適用のための取組を評価する。安保理は、情報通信技術（ICT）インフラの向上を通じたデジタル連結性、及びエネルギーへのアクセス向上を含む、更なるイノベーションを通じて、地方、国家、地域的及び国際的なレベルにおける関連組織の能力強化の必要性を強調する。

安保理は、決議第2282号（2016年）を想起するとともに、国連平和構築基金による貴重な貢献を歓迎する。安保理は、平和構築委員会の諮問機能の重要性を再確認するとともに、アフリカにおける持続的平和のために、制度構築に

おけるグッド・プラクティスを更に検討し、共有することを平和構築委員会に要請する。安保理は、平和構築委員会との調整、協調及び協力を強化することの重要性を再確認する。

安保理は、拠出金の増加及び主要関係者との連携強化を通じた、国連平和構築活動に対する予見可能且つ持続可能な資金の調達必要性を強調するとともに、資金の透明性、説明責任及び適切な監視を確保する必要性を考慮しつつ、平和構築の取組において資金面以外の貢献が果たす重要性についても留意する。

安保理は、国連総会第72回会期中に、「平和構築と持続的平和」に関するハイレベル会合の少なくとも60日前までに、安保理決議第2282号（2016年）の履行に関する取組について報告することを事務総長に求める総会の決定を想起する。安保理は、2016年12月までに安保理に対して口頭ブリーフィングを行うとする事務総長の提案を更に想起する。